

併設型定期利用保育事業保護者負担軽減補助金 補助金額表 (令和5年10月以降)

課税額区分	補助上限月額		
	第1子	第2子	第3子以降
①	67,000円	67,000円	67,000円
②	40,000円	67,000円	67,000円
③	32,000円		
④	25,000円		
⑤	13,000円		
⑥	-		

課税額区分について

4月分から8月分までは前年度分、
9月分から翌3月分までは現年度分の課税額で決定します。

- ①生活保護世帯、里親世帯、区市町村民税非課税世帯
- ②区市町村民税均等割額のみ課税世帯
- ③区市町村民税所得割額128,000円未満世帯
- ④区市町村民税所得割額128,000円以上263,200円未満世帯
- ⑤区市町村民税所得割額263,200円以上500,000円未満世帯
- ⑥区市町村民税所得割額500,000円以上世帯

*「区市町村民税所得割額」の確認方法は、次ページを参照してください。

令和5年度 私立認可保育園・小規模保育所併設型定期利用保育施設

No.	施設名称	住所	定員	開園時間	保育料
1	美原	大森東1-28-2	4名(1歳児:2名 2歳児:2名)	7:15~20:15	日額2,200円×利用日数分(1日8時間まで)
2	キッズガーデン大森駅前	大森北1-2-3 大森御幸ビル4階	5名(1~2歳児)	8:30~16:30	月額44,000円(1日8時間まで、月160時間まで)
3	ケンパ西馬込	西馬込1-16-18	6名(1歳児:3名 2歳児:3名)	8:15~18:15	日額2,200円×利用日数分(1日8時間まで)
4	ケンパ池上	池上4-25-9	4名(1歳児:2名 2歳児:2名)	8:15~18:15	日額2,200円×利用日数分(1日8時間まで)
5	クオリスキッズくがはら	東嶺町28-4	12名(1歳児:6名 2歳児:6名)	8:00~18:00	月額44,000円(1日8時間まで、月160時間まで)
6	北嶺町第二	北嶺町28-7	3名(1歳児:2名 2歳児:1名)	7:15~18:15	日額2,200円×利用日数分(1日8時間まで)
7	ぼれぼれ保育園西蒲田	西蒲田7-22-10 藤和シティコープ西蒲田Ⅲ1階	6名(1~2歳児)	7:30~19:00	月額8,800円~(週1日利用の場合)(1日8時間まで)

「区市町村民税所得割額」の確認方法

* お勤めの会社から住民税が特別徴収され、かつその会社からの給与所得以外の所得がない方は図①をご覧ください。
それ以外の方は図②をご覧ください。

図①

「市区町村民税および都道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」

（下図は大田区の見本です。様式は各区市町村で異なります。）

○「区市町村民税所得割額」の確認方法（給与所得のみの場合）

太赤枠内の項目のうち、「**税額控除前所得割額④**」 - 調整控除（※）

※ 調整控除は、所得や扶養控除等の状況によって異なります。計算の結果、1,500円となる方が多くなります。

詳細は通知書裏面をご確認ください。

図②

「市区町村民税および都道府県民税（普通徴収）納税通知書」

（下図は大田区の見本です。様式は各区市町村で異なります。）

○「区市町村民税所得割額」の確認方法

太赤枠内の項目のうち「**税額控除前所得割額**」 - 調整控除

【参考】「区市町村民税所得割額」の計算方法

- (1) 給与所得控除後の金額 (①) - 所得控除の合計 (②) = 課税標準額 (1,000円未満切捨)
- (2) 課税標準額 × 税率 (6%) - 調整控除 = 区市町村民税所得割額 (100円未満切捨)

* 太赤枠内の項目の「所得割額」は税額控除後の金額となります。

認可外保育施設等保護者負担軽減補助金の算定に用いる税額控除は、調整控除のみになります。

住宅借入金等特別税額控除や寄附金税額控除等がある場合は、それらの控除額は含みません。